

米子工業高等専門学校 「高専生の海外活動支援事業」 支給基準

令和 7 年 5 月 1 4 日
国際交流支援室会議 決定

「高専生の海外活動支援事業」における支援金（以下、「本支援金」という）の米子工業高等専門学校（以下、「米子高専」という）での支給基準について以下のとおり定める。

1. 本支援金は海外活動に参加する米子高専学生（本科生及び専攻科生）に支給する。
本支援金は予算を使い切った時点で支給を停止する。
なお、独立行政法人国立高等専門学校機構の「高専生の海外活動支援事業」実施要項に基づき実施するものであり、実施要項に変更があった場合は支給基準を変更する場合がある。
2. 本支援金の支給要件は以下のとおりとする。
 - 一 海外での活動に関して非常に強い意欲・関心を持っていること。
 - 二 帰国後に実施される報告会にて研修内容を報告すること。
3. 本支援金の支給金額は渡航期間に関わらず 8 万円とする。
ただし、当該海外活動にかかる所要額が 8 万円を下回る見込みである場合は、所要額相当まで減額して支給する。
4. 本支援金の支給を希望する場合は、渡航前に以下の書類を提出し、国際交流支援室長の許可を得ること。
 - 一 海外活動支援事業支給申請書
 - 二 本支援金の振込先口座の通帳の写し等
なお、振込先口座は学生本人のものに限る。
 - 三 海外活動内容のわかる資料
5. 上記項目によりがたい場合は、国際交流支援室が決定する。